

屋根塗装外修繕（大崎広域玉造斎場） 仕様書

総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が発注する屋根塗装外修繕（大崎広域玉造斎場）に適用し、修繕範囲は本仕様書で定める修繕に係る一切とする。

第1節 計画概要

1 一般概要

本修繕は、大崎広域玉造斎場が竣工して以来、屋根の塗装をしておらず、経年劣化が進んでいることから、屋根塗装の修繕を実施するものである。

本修繕にあたっては、労働安全衛生法等の関係法令を遵守すること。

2 修 繕 名：屋根塗装外修繕（大崎広域玉造斎場）

3 修繕場所：大崎市鳴子温泉字末沢28番地1

4 修繕期間：契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで

5 支払方法：竣工払い・・・本修繕完了後に請求するものとし、本組合は、請求書受理後40日以内に支払うものとする。

第2節 業務方針

1 適用範囲

本仕様書は、本修繕の基本的内容について定めるものであり、受注者は、他の設備への本修繕による影響を少なくする為にも施設を熟知し、又、本仕様書に明記されていない事項であっても、本修繕の目的達成のために必要事項、または本修繕の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において行うこと。

また、本修繕の作業は基本、友引の日とするが、それ以外に必要とされる場合においては本組合と事前に協議すること。

2 使用材料

使用材料は、設計書に指定や特記がない場合、着工前と同等の性能を有するものとする。また、各設備の用途に適合する素材であること。かつ新品で日本工業規格（JIS）電気規格調査会規格（JEC）、日本電気工業会標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

また、使用材料はメーカー指定品を使用することを基本とするが、生産中止等により入手不可能な場合は同等品を選定すること。

3 疑義・変更

本仕様書について設計・施工中に疑義が発生した場合、受注者は本組合と協議しその

指示に従うとともに記録を作成し提出すること。また、本仕様書は、原則として変更は認めないが、本組合の指示等により変更する場合はこの限りではない。

第3節 修繕内容

下記の内容について本修繕を実施すること。下記以外の施設の機能維持に必要な事項についても本修繕の範囲内とすること。

1 必要な材料等

外部仮設工事			
1. 外部足場	クサビ緊結式本足場 W600	572.0	m ²
2. 安全手摺		153.0	m
3. ネット養生	防災1類	532.0	m ²
4. 整理清掃片付け		184.0	m ²
材料費			
1. 素地ごしらえ	下地調整 RB 種	532.0	m ²
2. 水洗い	高圧水洗機使用	532.0	m ²
3. さび止め塗装	亜鉛メッキ鋼面 工種C種 塗料B種	532.0	m ²
4. DP塗り 屋根部	上塗り等級, 1級	532.0	m ²
5. DP塗り 棟部	上塗り等級, 1級 素地ごしらえ錆止め共	23.4	m ²
6. DP塗り 軒先部	上塗り等級, 2級 素地ごしらえ錆止め共	79.0	m ²
7. 木部SOP塗り	B種	11.0	m ²
8. 木部素地ごしらえ	下地調整RB種	11.0	m ²
9. 木製壁板	W1800×H100×D24×2枚	1.0	式

2 主な修繕内容

- ① 素地ごしらえ 532.0 m²・下地調整RB種
- ② 屋根洗浄（水洗い） 532.0 m²・高圧水洗機使用
- ③ 屋根錆止め塗装 532.0 m²・亜鉛メッキ鋼面 工種C種 塗料B種
- ④ DP塗り 屋根部 532.0 m²・上塗等級1級
- ⑤ DP塗り 棟部 23.4 m²・上塗等級1級素地ごしらえ錆止め共
- ⑥ DP塗り 軒先部 79.0 m²・上塗等級2級素地ごしらえ錆止め共
- ⑦ 木部SOP塗り 11.0 m²・B種
- ⑧ 木部素地ごしらえ 11.0 m²・下地調整RB種
- ⑨ 木製壁板補修 建屋西側木製壁

3 修繕実施にあたり

- ① 屋根洗浄（水洗い）に用いる水は受注者が用意すること。
- ② 修繕期間中は、作業員用の仮設トイレを設置すること。
- ③ 本修繕の作業は基本、友引の日とするが、それ以外に必要とされる場合においては本組合と事前に協議すること。また、本修繕の作業時間は午前8時30分から午

後 5 時までとし、受注者は作業時間を超過する場合には速やかに組合と協議し対応すること。

なお、受注者は斎場業務に支障を来たすことのないよう配慮すること。

第 4 節 安全管理

1 事故防止対策

施設内と敷地内での修繕は、職員及び斎場利用者の妨げにならないことと十分な安全を確保し立ち入り禁止区間等を明確に表示すること。

第 5 節 保 証

1 性能保証

本修繕の保証期間は、正式引き渡しの日から 1 年間とし、なんらかの不備が発生した場合、受注者の責任と費用において速やかに必要な措置を講じること。ただし、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

2 正式引渡

本修繕完了後に本組合の検査を行い、その結果に基づいて本施設を正式に引渡しするものとする。

第 6 節 修繕完了及び提出図書等

1 修繕完了

受注者は本修繕完了後、速やかに完了時提出書類を本組合に提出し、本組合検査職員立会いのもとに完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2 提出図書等

受注者は、契約後下記図書等を作成し提出するものとする。

(1) 着手前：着手届及び工事工程表、

現場代理人等通知書（経歴書を添付すること）

その他指示する図書

(2) 完了時：完成届

現場写真（施工前、材料検査、作業中、施工後）、

その他指示する図書

(3) 提出部数：上記の書類について本組合より指示がない場合は各 1 部の提出とする。

第 7 節 その他

1 許認可申請

本修繕内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により代行すること。

2 基本的事項

本修繕施工に際しては、次の事項を遵守すること。

(1) 労働災害の防止

受注者は作業にあたって安全に配慮留意し、関係法令を遵守するものとする。特に火気等の使用については、本組合担当者と十分協議をすること。

(2) 現場管理

資材置場，資材搬入路等については本組合担当者と十分協議し，周辺に支障が生じないように計画し実施すること。また，整理整頓を履行し，火災，盗難等の事故防止に努めること。

(3) 撤去物について

本修繕において発生した撤去物及び残材等は全て撤去するものとし，関係法令に従い適正に処分するものとする。

(4) 復旧

設備及び既存物件等への損傷，汚染防止に努め，受注者の責任範囲において損傷，汚染が生じた場合は，受注者の負担で速やかに復旧すること。

(5) 業務管理

本修繕遂行にあたり，本修繕の円滑な進捗を図るため，十分な経験を有する現場代理人を常駐させるとともに，工事工程表，修繕箇所とその内容について書面をもって提出し，本組合の承認を得ること。

また，本施設の故障又は予防保全上，点検及び修繕等が必要と本組合側から要請された場合においては，早急に担当技術者を派遣し，現場を確認するとともに速やかに対応策を講じ実施すること。

3 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。

(2) 本組合から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，本組合へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い，直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，警察への通報，捜査協力及び本組合への報告が適切に行われた場合で，これにより，履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは，必要に応じて，工程の調整，工期の延長等の措置を講じる。